

平成22年10月22日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

人事委員会規則

○人事委員会規則9-8(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則……1

人事委員会規則

人事委員会規則九十八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十二日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則九十八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則規則九十八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項を次のように改める。

一般の派遣職員(条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が一般の派遣職員給料等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤労手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内において任命権者が定める支給割合を乗じて得た額とする。

第三条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、支給されることとなる給与の年額が一般の派遣職員給料等相当年額から報酬年額を減じた額(派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、一般の派遣職員給料等相当年額)を超えないように定めなければならない。

3 一般の派遣職員給料等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員は一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第五条第五項の規定により標準号給数(当該一般の派遣職員に係る同条第六項に規定する標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、勤労手当の成績率は人事委員会が定める率を適用するものとする。

第三条に次の一項を加える。

8 第一項及び前二項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数がないように定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号